

上越市議会オンライン委員会運営要綱 委員会修正案

黄色いマーカー部分が修正した部分

制 定 案	分科会意見・ポイント・論点
(趣旨) 第1条 この要綱は、オンライン委員会の運営に関し、上越市議会委員会条例（昭和46年上越市条例第81号。以下「条例」という。）及び上越市議会会議規則（昭和46年上越市議会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	◎ この要綱の説明 ○委員会条例と会議規則に定める基本的事項のほか、運営事項を定める旨の確認
(定義) 第2条 この要綱において「オンライン委員会」とは、オンラインによる方法によって開会する委員会をいう。 2 この要綱において「オンラインによる方法」とは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。 3 この要綱において「市の休日」とは、上越市の休日を定める条例（平成元年上越市条例第29号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。 4 この要綱において「委員外議員」とは、規則第110条第1項の委員でない議員をいう。 5 この要綱において「請願紹介議員」とは、規則第137条第2項の紹介議員をいう。	◎ 要綱で使用する用語の説明
(基本原則) 第3条 議会は、オンライン委員会の開会に当たっては、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じるものとする。	◎ オンライン委員会の基本原則 ○令和2年4月30日付け総行第117号 総務省自治行政局行政課長通知のオンライン委員会の開催の留意点を引用
(オンライン出席の許可申請) 第4条 オンラインによる方法で委員会に出席しようとする委員は、オンライン出席許可申請書（第1号様式）を、委員会の日の2日前の日（同日が市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日。以下同じ。）の正午までに議会事務局を経由して	◎ 許可申請 ○締切日を3日前と想定していたが、2日前を基本とする。機材等の検討後、準備工程を精査し、変更する可能性もある ○分科会では、オンラインで許可申請できるようにすべき旨の意見が出た。ラインワークスを活用して申請できる方向で検討中

委員長に提出しなければならない。	
(オンライン出席の許可決定) 第5条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、条例第12条の2第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、オンライン出席の許可を決定するものとする。この場合において、委員長は、議長及び副委員長の意見を聴くことができる。 2 委員長は、前項の規定による決定をしたときは、議員にこれを通知しなければならない。	◎ 委員長の開会の決定 ○委員長単独で判断するのではなく、副委員長や議長の意見を必ず聞くことにした。 ○判断が容易な場合に、委員長が単独でオンライン委員会の開会を決定できるように手続を見直し、簡略化を図った。 ○許可制の採用（×届出制） ※条例第12条の2第1項各号に掲げる場合 ＝(1)災害等 (2)育児・介護等
(委員外議員等の許可申請) 第6条 委員外議員及び請願紹介議員は、前条第2項の通知があった場合において、オンラインによる方法で委員会に出席しようとするときは、オンライン出席許可申請書を、委員会の日の2日前の日の正午までに議会事務局を経由して委員長に提出しなければならない。 2 前条第1項の規定は、前項の規定による申請に対する決定について準用する。	◎ 許可申請 ○委員外議員・紹介議員もオンラインで出席できる。 ○ただし、委員が許可を得て、オンライン委員会が開催されるときのみオンライン可能とする。
(委員長等のオンライン出席の取扱い) 第7条 委員長、副委員長及び議長は、オンラインによる方法で委員会に出席することができない。	◎ 委員長のオンライン出席の可否 ○円滑な議事運営を確保する観点から、委員長等は委員会室に参集を義務付ける。
(本人確認) 第8条 委員長は、オンライン委員会を開会する前に、オンラインによる方法で委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）について本人確認を行うものとする。 2 本人確認の方法は、議長が別に定める。	◎ 委員本人がオンライン出席しているか ○委員以外のものが出席することはあつてはならないため、委員長に本人確認を義務付ける。 ○具体的な方法は、ウェブ会議システムにログインできるか、映像と音声で行うなどの方法を想定、今後検討
(オンライン委員会の運営) 第9条 委員長は、開会に当たり、オンラインによる方法で委員会を開会する旨、オンライン出席委員の氏名及び委員会が定足数を満たしている旨を宣告するものとする。 2 委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の状態が映像と音声により認識できない場合で、通信の状況等を確認してもなお当該委員の状態が認識できないときは、当該委員が退席したものとみなすことができる。 3 前項の規定により退席したとみなされたオンライン出席委員が通信の状況等の改善	◎ 委員長の運営 ○オンラインで通信障害が発生した場合の扱い ○新潟県議会では、進行補助のためオンラインの場合専任で1人追加

により、映像と音声の送受信により現に委員会室に参集している委員等と状態を相互に確認しながら通話をすることが可能となった場合は、当該委員は、復席したものとみなす。 4 委員長は、第2項の規定によりオンライン委員会が定足数を満たさなくなったときは、休憩を宣告し、オンライン出席委員に通信の状況等の改善に努めるよう促すものとする。	
(互選及び表決の方法) 第10条 規則第119条の規定にかかわらず、オンライン委員会においては、投票で委員長及び副委員長の互選を行うことができない。 2 委員長は、規則第124条第1項の規定により起立者の多少を認定して表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員においては起立に代えて挙手により賛否を表明させることができる。 3 規則第125条の規定にかかわらず、オンライン委員会においては、投票で表決を採ることができない。	◎ 表決（採決）の方法等 ○オンラインでの採決等は確認が難しい場合もある。そこで、オンラインでの特別な採決方法を採用することにした。 ・簡易採決→変更なし ・起立採決→オンライン委員は挙手 ・投票 →オンラインではない ・互選は指名推薦のみ可
(秩序保持に関する措置) 第11条 委員長は、オンライン出席委員が条例第19条第2項に規定する場合に該当すると認めるときは、同項の規定による発言の禁止又は退場をオンラインによる方法の音声の遮断又は映像若しくは音声の遮断によって行うものとする。	◎ 秩序保持 ○オンライン委員が秩序を乱した場合、委員長が適宜ウェブ会議システムを切断等できるようにした。 ※条例第19条第2項 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
(資料等印刷物の配布) 第12条 規則第154条の許可を得て資料等を配布しようとするオンライン出席委員は、あらかじめ当該資料を、事務局を経由して委員長に提出しなければならない。	◎ 資料配布 ○オンライン委員は資料配布が物理的に不可能なため ※規則第154条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙及び文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。
(公述人等のオンライン出席) 第13条 次に掲げる者は、オンライン出席申出書（第2号様式）を、委員会の日の2日前の日（同日が市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日）の正午までに議会事務局を経由して委員長に提出しなければならない。 (1) 条例第21条の2第3項の規定によ	◎ 許可申請 ○公述人は参考人がオンライン出席する場合は、議員と異なり、オンラインで出席が可能かどうか点検する時間が必要と想定されるため、3日前とした。 ○公述人選定の際などに、オンラインの説明等を行うなど、手続を見直し、申請期限の短縮を図った。

り、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べようとする公述人 (2) 条例第21条の6第3項の規定により、オンラインによる方法により委員会に出席しようとする参考人 2 第5条第2項、第8条、第9条第2項及び第3項並びに次条の規定は、前項の規定によるオンライン委員会の開会について準用する。	
(会議録) 第14条 オンライン委員会の会議録の作成に当たっては、オンライン委員等の氏名の記載の次に「(オンライン)」と付記するものとする。	◎ 会議録への記載 ○オンラインで出席した場合の記録を残すこととした。
(その他) 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。	◎ 細則の議長への委任 ○細かい事項の決定は議長に委任することとした。具体的には、運営マニュアルを作成することを想定